

5. 実現のための施策の体系

地域別方針に基づき、実現に向けての施策の体系を以下に示します。

歴史と自然と生活文化が織りなす緑の古都 奈良

緑の基本計画の基本理念

人と自然のかかわりを礎に
緑の文化を未来につなぐ

悠久の歴史に培われた
風格のある緑を守る

森林、田園、まちの緑をささえる
人の“わ”を育む

4

西部丘陵地地域

丘陵地の自然に育まれた緑豊かな住環境を形成する

矢田丘陵の緑

西の青垣を構成する緑の保全・育成

新興住宅市街地の緑

丘陵地の自然を活かした緑豊かな住宅地の形成

地域資源を活かした緑のオアシスづくり

水と緑のネットワークの形成

奈良盆地地域

古都の歴史的環境と調和した緑のまちづくりを進める

市街地の緑

歴史・文化遺産を核とした緑の保全・育成

古都奈良の2極緑化拠点の形成

憩いと快適、安全・安心な緑のまちづくり

歴史的風土を構成する環状の緑

歴史的風土を象徴する大和青垣の保全・育成

古都奈良を取り巻く田園の緑の保全・育成

春日山一帯の緑の保全・育成

大和高原地域

生業の緑を育み美しい山里の景観を継承する

大和高原の緑

全山里の景観の骨格となる緑の保全・育成

生産活動を軸とした緑の保全・育成

恵まれた自然環境の保全・育成

交流を基本とした緑の拠点づくり

地域の自然・歴史的資源の活用

(1) 奈良盆地地域

① 市街地の緑

整備方針	施策（項目）	具体の施策	主な施策の展開
歴史・文化遺産を核とした緑の保全・育成	点在する緑の保全・管理	・歴史的風土保存区域等の指定の継続	・社寺林や古墳などは、緑の豊かさを実感できる空間であり、その保全を図るため歴史的風土保存区域等の指定を継続し、権利者の協力を得ながら適切な管理に努めます。
		・文化財保護法の適用 ・奈良市文化財保護条例の適用	・巨樹巨木や景観重要樹木（景観法）の指定を検討します。
古都奈良の2極緑化拠点の形成	公園緑地の整備	・平城宮跡の都市公園としての整備の促進	・古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じ、奈良時代を今に感じる空間の創出を目指した歴史公園としての整備を促進します。
		・奈良公園の再整備の促進	・豊かな歴史・文化・自然資源を有する奈良公園の魅力を一層高め、世界に誇ることのできる奈良公園を目指した再整備を管理者に働きかけます。
憩いと快適、安全・安心な緑のまちづくり	緑化の推進	・道路の緑化	・新規の街路整備や再整備に併せて、道路の規格に応じた街路樹、植樹帯により緑化を進めます。 ・街路樹の樹種については周辺の環境や景観に配慮した樹種を選定するとともに、主要幹線道路の道路施設は、景観に配慮したデザインの検討に努めます。 ・本市の玄関口にあたる JR 奈良駅、近鉄奈良駅の駅前広場を中心に奈良らしさを感じる緑の創出に努めます。
		・河川・ため池の緑化	・河川・ため池は、生物の生息環境であるとともに、貴重な水辺環境であり、水と緑のネットワークを実現する上で重要であるため、治水・利水面との調整を図りながら緑化に努めます。 ・水質改善を図るため、公共下水道の整備を推進します。

整備方針	施策（項目）	具体の施策	主な施策の展開
憩いと快適、安全・安心な緑のまちづくり	緑化の推進	・公共公益施設の緑化（学校・文化施設等）	・市役所などの公共施設については、緑化モデルとして積極的な緑化に努めます。 ・小中学校等の教育施設は、地域の環境保全、レクリエーション、防災等の緑地機能を担っていることから、地域の緑の核としての活用に努めます。
		・民有地の緑化（住宅地、商業地、工業地など）	・開発時に建築物のセットバックなどによる公開空地の確保と緑化促進について働きかけます。 ・都市計画法による「地区計画」や都市緑地法による「緑地協定」などの制度の導入について権利者と協議の上、活用に努めます。 ・ならまちを中心とする区域については、「緑化重点地区」に位置づけ、地域の特性に配慮した緑化を促進します。 ・商業地等の市街地においては、建築物の緑化、駐車場緑化を働きかけるとともに、街路樹等を適切に配置し、地域の景観の向上に努めます。
	公園緑地の整備	・身近な公園緑地の整備	・身近な公園緑地の整備率が低い地域については、公園緑地の適正な配置を検討し、整備を推進します。 ・JR 奈良駅南および近鉄西大寺駅南土地区画整理事業区域内に、街区公園および緑地を整備するとともに、新たな開発事業区域においては、「奈良市開発指導要綱」等により、開発規模に応じた住区基幹公園の整備を促進します。 ・ならまちを中心とする区域は、「緑化重点地区」に位置づけ、地域の特性に配慮した公園等の整備を推進します。
		・都市基幹公園の整備	・鴻ノ池運動公園の幅広い年齢層の市民により一層活用していただける公園として、拡張整備を進めます。
		・既存公園の再整備	・施設が老朽化した公園については計画的なリニューアルに努めます。 ・リニューアルにあたっては、健康遊具などの施設設置の検討とともにバリアフリー化を進め、全ての人が利用しやすい公園づくりに努めます

整備方針	施策（項目）	具体の施策	主な施策の展開
憩いと快適、安全・安心な緑のまちづくり	公園緑地の整備	・道路・公園・河川の管理	・道路、公園、河川の機能維持および向上のため、適切な管理の充実に努めるとともに、国、県の施設については、適正な維持管理を関係機関に働きかけます。 ・街路樹については樹種の特性を活かした剪定を心がけます。 ・身近な公園については地域に密着した公園づくりを目指して、公園は地域の財産であるとの認識のもと、アダプトプログラム推進事業（街区公園を除く公園、道路、河川）、グリーンサポート制度（街区公園およびちびっ子広場等）の活用により、市民の自主的な活動の促進を図ります。
		・水と緑のネットワーク形成	・レクリエーションの機能を有する公園緑地、歴史的資源（社寺等）などを、歴史の道や自転車道、河川の活用により緑のネットワーク化を図ります。

② 歴史的風土を構成する環状の緑

整備方針	施策（項目）	具体の施策	主な施策の展開
歴史的風土を象徴する大和青垣の保全・育成	丘陵地の保全・育成	・歴史的風土保存区域の指定の継続 ・風致地区の指定の継続 ・地域森林計画対象民有林の指定の継続 ・保安林の指定の継続	・平城山丘陵および西ノ京丘陵は、市街地からの眺望景観として貴重な緑地であるため、地権者の協力を得ながら保全に努めます。 ・歴史的風土特別保存地区内については、買取り制度により計画的な買取りを促進します。
古都奈良を取り巻く田園の緑の保全・育成	農地の保全	・農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定の継続 ・生産緑地法による生産緑地地区の維持管理	・農地は、身近に緑を感じる場であるとともに、防災機能、緑地機能等の機能を有するため、地権者の協力を得て保全に努めます。
		・ため池の保全	・農業用かんがい用水としての機能をもつため池は、農業生産の水源や大雨時の遊水池として、また貴重な動植物の生息の場であるため、管理者等の協力を得ながら保全に努めます。
春日山一帯の緑の保全・育成	山地の緑の保全・育成	・歴史的風土保存区域の指定の継続 ・風致地区の指定の継続 ・地域森林計画対象民有林の指定の継続 ・保安林の指定の継続	・春日山一帯は、市街地からの眺望景観として貴重な緑地であるため、地権者の協力を得ながら保全に努めます。 ・歴史的風土特別保存地区内については、買取り制度により計画的な買取りを促進します。また、本市特有の眺望景観として位置づけている平城宮跡および西ノ京大池（勝間田池）からの借景として保存を図ります。 ・春日山原始林の保護・保全とともに、野生動植物の生息・生育の場となる水辺空間の保全に努めます。 ・大和青垣国定公園については、指定趣旨に沿った整備を管理者に働きかけます。

(2) 大和高原地域

整備方針	施策（項目）	具体の施策	主な施策の展開
山里の景観の骨格となる緑の保全	山林の保全	・ 自然公園区域の継続	・ 大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園および県立月ヶ瀬神野山自然公園地域の指定区域を継続し、保全に努めます。
		・ 保安林等の指定の継続	・ 荒廃林の拡大に対応し、森林の公益的機能の向上を目指した奈良県の森林環境税導入による新たな施策を展開するとともに、その取組みを通じて森林を守り育てるという意識の醸成を図ります。
		・ 地域森林計画対象民有林の指定の継続	・ 森林の緑地としての公益的機能を発揮させるため、活力ある森林の育成を基本に、林道などの林業基盤の整備、森林の育成、森林資源の保全・保護、林業の担い手育成など、林業の振興を図るとともに、人と野生生物が共存できる多様な森林整備に努めます。
		・ 市民参加の森林づくりの推進	・ 集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜採り、また落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密着して結びついている森林を、市民参加の森林づくりとして、NP0 やボランティア団体等の協力を得ながら整備することにより、地域景観や森林機能の回復を図ります。
	農地の保全	・ 遊休農地の解消・活用	・ 遊休農地の実態について調査を実施し、今後の対策を検討します。 ・ 担い手バンクシステムの円滑な運用を図ります。 ・ 集落営農組織による水田営農や農地保全・活用の活動に対する支援を推進します。 ・ NP0 をはじめとする幅広い市民による農地保全・活用活動に対する支援を推進します。 ・ 農地、水、環境保全向上対策を推進します。
		・ 景観農業振興地域整備計画の策定	・ とくに重要な農地景観については、農業振興地域を対象とした景観農業振興地域整備計画を策定することにより、農地景観の保全・創出のための方針および施策展開の方向性を示していきます。併せて、人々と自然とのかかわりや人々が築き上げてきた歴史的・文化的背景を重視した上で、農業生産として持続していくための新たな仕組みを提示していきます。

整備方針	施策（項目）	具体の施策	主な施策の展開
生産活動を軸とした緑の保全・育成	山林の保全	・地域森林計画対象民有林の指定の継続	・林道などの林業基盤の整備、森林の育成、森林資源の保全・保護、林業の担い手育成などにより林業の振興を図り、森林の緑地としての機能を向上させます。
		・文化財を守る森づくり	・歴史的建造物の構造材に用いられている大径長尺材や、桧皮葺に使用される桧皮などを採取することができる良質の高齢級材が減少してきているため、古都奈良に集中する歴史的建造物の補修用材の供給材として、優良ヒノキ材の育成など世代を超えた取組みを行う施策についても検討します。
恵まれた自然環境の保全・育成	農地の保全	・農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定の継続	・集約型農業においては、高収益、高付加価値作目の積極的な導入も視野に入れた特産物の振興を柱に、恵まれた自然環境や地域資源を活かした都市農村交流活動など、新しい農業分野の開拓を進めます。 ・土地利用型農業については、集落における合意を基本として農地の集団的利用を誘導し、担い手を明確化しつつ担い手農家への農地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い農業を育成します。
	河川等の水質保全	・農業集落排水事業の推進 ・浄化槽設置整備事業の推進	・集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する農業集落排水事業と浄化槽設置整備事業により水環境の改善を図ります。
		・多自然型工法の促進	・河川改修時には、多様な自然の回復を目指して多自然型工法の導入を図ります。 ・自然生態系が回復するよう護岸部への覆土、植生の復原や水の流れに変化を持たせるなど多自然型の川づくりを促進します。
	環境保全	・環境に配慮した農業の展開	・農業の環境への負荷の軽減を図るため、減農薬栽培、畜産の施設整備や茶の肥料使用量削減を目指した営農体制、営農実践に努めます。
	森林の育成	・水源林の育成	・水源の涵養機能や本市の水道水源地として公益的機能を有するため、これらの機能の維持・増進に努めます。

整備方針	施策（項目）	具体の施策	主な施策の展開
交流を基本とした 緑の拠点づくり	公園等の整備	・（仮称）月ヶ瀬梅公園整備の推進	・ 名勝「月瀬梅林」を保全・育成するとともに、梅林を活かした市内外との交流を促進するため「（仮称）月ヶ瀬梅公園」の整備を推進します。
		・ 道の駅「針テラス」の充実	・ より広域的な都市・農村の交流拠点としての「針テラス」における花や緑による修景や周辺の緑地空間の利用促進を検討します。
		・ ダム湖周辺の環境整備	・ 奈良市民の水源としての PR と自然とのふれあい空間の確保を目指したダム湖周辺での環境整備の充実や適正な管理を推進します。
	農業の振興	・ 新しい農業の展開	・ 地域の特産物を活かした新ブランドの創出と地産地消に努めるとともに、都市近郊農業の特色を活かし、消費者と直接交流が図れる直販を通した緑の交流施設の整備を推進します。 ・ 恵まれた自然環境や地域資源を活用し、都市住民との交流を図るグリーン・ツーリズムや農家民宿の手法を検討します。
	青少年野外活動センターの機能充実	・ 学習林の整備	・ 市民の自然とふれあう機会を確保するため、野外活動センター周辺の里山林の学習林としての整備を検討します。また、次世代を担う市内の小中学生を対象とした社会学習、環境教育の生きた教材としての活用を検討します。
地域の自然・歴史的 資源の活用	点在する緑の 保全・活用	・ 文化財保護法の適用 ・ 奈良市文化財保護条例の適用	・ 緑豊かな社寺林や古くから地域に残り地域の象徴として親しまれている大木、古木を保存樹（奈良市巨樹等の保存および緑化の推進に関する条例）や景観重要樹木として指定し、歴史ある緑の保全を図ります。
	自然や歴史を 巡るネットワ ークの形成	・ サイクリングロード、ハイキングコースの整備	・ 美しい風景や豊かな自然、歴史に触れ親しめるサイクリングロード、ハイキングコース整備について実現するための方策を検討します。

(3) 西部丘陵地地域

① 新興住宅市街地の緑

整備方針	項目	具体の施策	主な施策の展開
丘陵地の自然を活かした緑豊かな住宅地の形成	緑化の推進	・ 道路の緑化	・ 新規道路、街路整備や再整備に併せて、道路の規格に応じた街路樹・植樹帯により緑化を進めます。 ・ 街路樹の樹種については、周辺の環境や景観に配慮した樹種を選定するとともに、主要幹線道路の道路施設は、景観に配慮したデザインに努めます。 ・ 近鉄学園前駅、富雄駅および学研奈良登美ヶ丘駅については、駅前空間として緑化手法を検討します。
		・ 河川・ため池の緑化	・ 河川・ため池は、生物の生息環境であるとともに、貴重な水辺環境であり、水と緑のネットワークを実現する上で重要であるため、治水・利水面との調整を図りながら、緑化手法の検討を含め緑化に努めます。 ・ 水質改善を図るため、公共下水道への接続を促進するとともに、管理者等の協力を得ながら水の浄化対策を検討します。
		・ 公共公益施設の緑化	・ 公共公益施設については、緑化モデルとして積極的な緑化に努めます。 ・ 小中学校等の教育施設は、地域の環境保全、レクリエーション、防災等の緑地機能を担っていることから、地域の緑の核としての活用にも努めます。
		・ 住宅地の緑化	・ 風致地区指定地については、地区の指定を継続し、規制誘導を図ります。 ・ 建替え等の開発時に、建築物のセットバック等による空地の確保と緑化促進について働きかけます。 ・ 近鉄学研奈良登美ヶ丘駅周辺等の新規開発地については、都市計画法による「地区計画」や都市緑地法による「緑地協定」等の制度の導入について、権利者と協議の上、緑化を促進します。 ・ 既存の良好な住宅地についても、「地区計画」等の指定による緑化や庭先・窓辺等の緑化を働きかけます。

整備方針	項目	具体の施策	主な施策の展開
丘陵地の自然を活かした緑豊かな住宅地の形成	緑化の推進	・住宅地の緑化	・近鉄あやめ池駅を中心とする区域は、「緑化重点地区」に位置づけ、地域の特性に配慮した緑化を進めます。 ・街の景観向上と防災機能の向上を図るため、ガーデニングや生垣等の民有地の緑化誘導を進めます。
		・民有地の緑化（商業地、事業所等）	・開発時に建築物のセットバックなどによる公開空地の確保と緑化促進について働きかけます。 ・都市計画法による「地区計画」や都市緑地法による「緑地協定」などの制度の導入について権利者と協議の上、活用に努めます。 ・商業地等の市街地においては、建築物の緑化、駐車場緑化を働きかけ、地域の景観の向上に努めます。
	公園の整備	・身近な公園整備	・身近な公園緑地が不足している地域については、公園緑地の整備を推進します。その際、公共施設など公園に準ずる施設がある場合は代替として整備を行います。 ・近鉄学研奈良登美ヶ丘駅周辺で計画されている土地区画整理事業区域内に、街区公園および緑地を整備するとともに、新たな面的開発事業区域においては、「奈良市開発指導要綱」等により、開発規模に応じた住区基幹公園の整備を促進します。
		・都市基幹公園の整備	・大淵池公園については、適切な管理運営が行われるよう、地域の利用者からのニーズに応じ、改善を管理者に働きかけます。
		・既存公園の再整備	・施設が老朽化した公園については計画的なリニューアルに努めます。 ・リニューアルにあたっては、健康遊具等の施設設置を検討するとともに、バリアフリー化を進め、全ての人が利用しやすい公園づくりに努めます。
		・道路、公園、河川の管理	・道路、公園、河川の機能維持および向上のため、適切な管理の充実に努めます。とくに、街路樹については樹種の特性を活かした剪定を心がけます。

整備方針	項目	具体の施策	主な施策の展開
丘陵地の自然を活かした緑豊かな住宅地の形成	公園の整備	・道路、公園、河川の管理	・身近な公園については、地域に密着した公園づくりを目指して、公園は地域の財産であるとの認識のもと、アダプトプログラム推進事業（街区公園を除く公園、道路、河川）、グリーンサポート制度（街区公園およびちびっ子広場等）の活用により、市民の自主的な活動を促進します。
	宅地内の緑の保全・管理	・住宅団地の再整備	・団地内の大径木の保全を働きかけるとともに景観重要樹木の指定について検討します。 ・再整備に際して公開空地等の設置を土地所有者に働きかけます
		・不在宅地の緑の保全	・不在宅地の緑の管理システムや緑のリユース（再利用）のシステム等について検討します。
地域資源を活かした緑のオアシスづくり	水辺の保全	・ため池の保全・活用	・農業用かんがい用水としての機能をもつため池は、農業生産の水源や大雨時の遊水池として、また貴重な動植物の生息の場であるため、管理者等の協力を得ながら保全に努めます。
		・河川の保全と活用	・河川や農業用水路沿いの樹林地や農地は、多様な生物の生息地であるため保全を図ります。 ・富雄川、秋篠川における多自然型川づくりの整備を促進します。
	一団の緑地の保全・育成	・残存樹林等の保全	・土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度（市民緑地制度）の導入を検討します。 ・グリーントラスト制度の導入について検討します。
		・生産緑地法による生産緑地地区の維持管理	・農地は、身近に緑を感じる場であるとともに、防災機能、緑地機能等を有するため、地権者の協力を得て保全に努めます。

整備方針	項目	具体の施策	主な施策の展開
地域資源を活かした緑のオアシスづくり	一団の緑地の保全・育成	・社寺や文化施設の緑の保全	・地域に残されている社寺等の樹林や建物と一体となった樹林については、歴史にささえられた重要な緑として景観重要樹木の指定や風致地区での指導のもと、適切に保全・維持していきます。
		・アダプトプログラム推進事業	・緑地内に遊歩道を設置するとともに、維持管理はアダプトプログラム推進事業を活用して市民が親しめる緑地の形成を目指します。
水と緑のネットワークの形成	水辺の活用	・河川環境の整備（富雄川、秋篠川および支川）	・周辺住民の意向をふまえながら、河川管理用道路の遊歩道的活用と緑化等の環境整備を管理者に働きかけます。 ・河川周辺の農地の保全に努め、心地よい散策の風景として活かします。
		・ため池の水辺環境の整備	・ビオトープによる親水空間の創出など、ため池護岸の緑化を図ります。 ・ため池周辺を巡る遊歩道の設置を進めます。
	道路の活用	・幹線道路の緑化	・新規道路、街路整備や再整備に併せて、道路の規格に応じて街路樹・植栽帯により緑化を進め、市民の散策利用に資する道として活用します。また、緑化が行われている道路空間では、現状の街路樹等が周辺状況に適切な緑化であるか確認した上で、植え替え等も含めた樹木の育成等の維持管理を推進し、緑化空間、歩行空間としての充実を図ります。
		・散策路づくり	・オアシスとなっている地域資源をつなぎ、市民が歩いて楽しい歩行空間の創出のための緑化を図ります。 ・街路樹の植栽が難しい場合には、周辺状況を考慮して、交差点等の拠点的な緑化を進めます。
	ネットワーク拠点の形成	・駅周辺の緑化	・通勤・通学や買物などの日常利用の拠点となる鉄道駅周辺やバス停等において、市民や事業者、行政の協働により、花や緑による修景を進めます。

② 矢田丘陵の緑

整備方針	項目	具体の施策	主な施策の展開
西の青垣を構成する緑の保全・育成	丘陵地の緑の保全	・ 風致地区指定の継続 ・ 地域森林計画対象民有林指定の継続 ・ 保安林指定の継続 ・ 環境保全地区指定の継続 ・ 近郊緑地保全区域指定の継続 ・ 保全配慮地区の設定	・ 矢田丘陵は、多種多様な生物の生息の場であり、また市街地からの眺望景観として貴重な緑地であるため、関係法令に基づき地権者の協力を得ながら保全に努めます。 ・ 都市緑地法に基づく「保全配慮地区」を指定し、土地所有者はじめ市民の協力のもとに、緑地の保全に配慮します。
	地域資源の活用	・ ゴルフ場等の保全	・ 飛鳥カントリー倶楽部や近畿大学農学部キャンパスは、地域の緑の核となる大規模な施設であるため、環境保全地区条例や近郊緑地保全区域により、適正な維持管理を働きかけます。